J_{15} ＝ 0.012
J_{16} ＝ 0.012
J_{17} ＝ 0.013
J_{18} ＝ 0.012
J_{19} ＝ 0.012
J_{20} ＝ 0.01198
J_{21} ＝ 0.012
J_{22} ＝ 0.012
J_{23} ＝ 0.012
J_{24} ＝ 0.011
J_{25} ＝ 0.011
J_{26} ＝ 0.007
J_{27} ＝ 0.005
J_{28} ＝ 0.0011
J_{29} ＝ 0.0010
J_{30} ＝ 0.00081
K_n　都道府県立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるため平成26年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
L_{26} ＝ 0.056
L_{27} ＝ 0.026
L_{28} ＝ 0.0254
L_{29} ＝ 0.0226
L_{30} ＝ 0.00002
M_n　病院事業一般会計出資債（医療施設整備事業）に充てるため平成20年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
N_{20} ＝ 0.02662
N_{21} ＝ 0.027
N_{22} ＝ 0.027
N_{23} ＝ 0.026

度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇七を、平成二十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三八四を、平成二十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三八四を、平成二十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇一七八を、平成二十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇一四九を、平成二十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇〇一をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債同意等額密度」という。）、平成二十年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一九二を、平成二十一年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一八五を、平成二十二年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一八五を、平成二十三年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一七八を、平成二十四年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇一七一を、平成二十五年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は